

吉野川堤防強化検討委員会

第5回委員会資料

平成18年2月2日

四国地方整備局 徳島河川国道事務所

< 目 次 >

	頁
1. 第4回検討委員会の概要 -----	1-1
1.1 議事概要 -----	1-1
2. 第5回検討委員会の討議内容 -----	2-1
3. 強化工法の検討(浸透・侵食) -----	3-1
3.1 堤防強化工法選定の基本方針 -----	3-1
3.2 吉野川における現況と対策工の適用例 -----	3-2
3.3 浸透および侵食対策工の二次選定 -----	3-5
4. 吉野川下流域に被害を及ぼす地震 -----	4-1
4.1 日本で発生する主な地震のタイプ -----	4-1
4.2 徳島県に影響を及ぼす地震 -----	4-2
4.3 吉野川下流域に被害を及ぼす地震 -----	4-4
5. 地震に対する徳島河川国道事務所のとりのくみ -----	5-1
5.1 河川堤防点検の経緯と概要 -----	5-1
5.2 中規模地震動(180gal)に対する対策 -----	5-2
5.3 東南海・南海地震に対する危機管理体制の整備状況 -----	5-4
6. 東南海・南海地震に対する堤防の安全性照査 -----	6-1
6.1 東南海・南海地震に対する堤防の安全性照査手順 -----	6-1
6.2 地震に対する堤防の安全性照査方法 -----	6-6

< 用語集 >

## 1. 第4回検討委員会の概要

### 1.1 議事概要

開催日：平成17年8月17日

#### 第4回 吉野川堤防強化検討委員会 議事録要旨

##### ■ 第4回検討委員会開催日、場所

- 開催日：平成17年8月17日（水曜日）
- 開催時間：13:30～17:00
- 開催場所：ウェルシティ徳島（徳島厚生年金会館）3F エディ

##### ■ 出席者

- 委員長：山上 拓男（徳島大学工学部 教授）
- 委員：岡部 健士（徳島大学工学部 教授）  
石川 浩（四国地方整備局 徳島河川国道事務所 所長）
- 事務局：四国地方整備局 徳島河川国道事務所  
応用地質株式会社
- 傍聴者、記者（計9名）

##### ■ 議事概要

以下に示す。

##### ■ 第3回委員会議事録および指摘事項について

- 委員長 A：相対的な危険度ということであるが、絶対的に危険度の高いところはないか？
- 委員A Q：相対評価と絶対評価の話であるが、侵食について言えば、今年の台風23号で記録的な流量が見られた。被災箇所については災害復旧しているが、この事実を裏返せば、残っているところ（被災していない）は、ある一定の安全率を持っていると考える。こういう意味では残っている箇所は緊急性はないものとする。

##### ■ 「第3章 浸透に対する安全性の照査結果の整理」について

- 委員長 Q：パイピング破壊と言うことで2種類あるが、どちらの方が多いのか？
- 事務局 A：大きくは局所導水勾配とG/Wで比較すると後者がやや多い。

##### ■ 「第4章 侵食に対する安全性の照査結果の整理」について

- 委員長 Q：代表流速の境を2.0m/sというのはどのように決めるのか？2.0m/sで機械的に区切ってしまうと不都合は生じないのか？
- 事務局 A：多少流速の変化があるが、割り切っている。緑と赤ラインの境はファジーかも知れないが。現実問題として、侵食の対策工が緊急に必要な訳ではないので、目安としてはこれでよいと考えている。

##### ■ 「第5章 浸透に対する強化工法の検討」について

- 委員長 Q：断面拡大工法でいくらかでも安全率1.6を満足していくことは可能であると思われる。他に基準が必要なのでは。
- 委員A A：道路が堤防小段を占有していて、施工ができないとか川裏の現場条件がある。フローの中に現場条件を入れるのがよいのでは。
- 委員B Q：矢板の件ですが、堤体の中に入れるという考えはないか？
- 委員長 A：堅い物と柔らかい物を混在させない方がよい。コンクリートの連壁などはなおさらである。矢板も打つところによっては危なくなる。
- 委員長 Q：矢板の地下水への影響はどのように検討しているのか？
- 事務局 A：平面・断面で検討している。
- 委員B Q：既設の根固め工が少し幅がないので延ばそうとする検討例があるが、本当にそうか？
- 事務局 A：根固めの復旧としては定量的ではないが、災害の場合は7m幅程度としている。それに合わせて満たない場合は追加投入も実施している。

##### ■ 「第7章 浸透・侵食に対する今後の対応方針(案)」について

- 委員長 Q：「なお、今後、吉野川河川整備・・・」この20,30年の数値の背景は？
- 事務局 A：河川整備計画の期間は今後20～30年ということが平成9年の河川法改定の際に説明されている。何年にするかは投資する予算等により決まる。